

【相談支援依頼届について】 相談支援の新規申請・(相談支援事業所の)変更申請

相談支援 新規申請 のみ	通所受給者 証発行の 更新と合 わせて申 請	利用日数 (支給量) 変更と合 わせて申 請	相談支援事業 所の変更申請 (終了含む) のみ	提出書類	備考
○	○	○	○	障害児支援利用計画等受付票	・申請内容は機械で読み込みますので、明確に記入。
○	* 1	* 1		障害児相談支援給付費支給申請書	* 1 初めて相談支援を依頼する時、セルフプランを経て再度相談支援を依頼する時に提出。
○	○	○	○	障害児相談支援依頼(変更)届出書	・相談支援新規・変更申請、いずれの場合も提出。
	○			新規・更新申請に必要な書類一式 *「障害児支援利用計画」「週間ケア計画」 等を含む	・詳細は、「新規申請・更新申請 提出書類 確認フォーム」を活用し、該当の書類をご確認ください。  https://logoform.jp/form/cGft/622902
		○		支給変更申請書	
○	○	○	○	障害児支援利用計画	・相談支援事業所が作成。(相談支援終了の場合は、セルフプランで作成。) ・モニタリング標準期間と異なる設定の場合は、その理由を明記。
○	○	○	○	週間ケア計画	・相談支援事業所が作成。(相談支援終了の場合は、セルフプランで作成。) ・保育所等訪問支援利用の場合は、申請書類下部の摘要欄に「保育所等訪問支援2日/月」と記載。
○	* 2	* 2	* 2	アセスメント票	・相談支援事業所が作成。(相談支援終了の場合は、不要。) * 2 初めて相談支援を依頼する時、相談支援事業所を変更する時に提出。
○	○	○	○	提出者の本人確認書類	・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十一条の身分を証する書類の確認でよい(コピー不要)。
○	○	○	○	今お使いの通所受給者証	・児童福祉法施行規則第二十五条の二十六の三第2項に基づく。
	* 3	* 3	* 3	受給者証返還届	* 3 給付決定期間内でのサービス終了時のみ提出。